

常設委員会設置規程

1. 庶務委員会
2. 編集委員会
3. 財務委員会
4. 事業委員会
5. 大会委員会
6. 他学会関連担当委員会
7. 各賞選考委員会
8. 国際委員会
9. 将来計画委員会
10. 学校教育委員会
11. ジオパーク支援委員会
12. 火山防災委員会
13. 広報委員会

1. NPO法人 日本火山学会庶務委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会庶務委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認)

1. 庶務委員会に関する運営はこの規程によるものとする.
2. 庶務委員会は以下に関連する任務を行う.
 - ・定款および規約に関する事項.
 - ・組織に関する事項.
 - ・総会および理事会の開催に関する事項.
 - ・事務局運営に関する事項.
 - ・選挙に関する事項.
 - ・その他, 学会運営に関する事項で, 他の委員会の所掌ではない事項.
3. 庶務委員会は, 委員長および若干名の委員から構成される. 委員の任期は2年とし, 再任を妨げない.

附則

1. この規程は, 2014年 11月 3日より実施する.
2. この規程の変更は, 理事会で承認する.

2. NPO法人 日本火山学会編集委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 編集委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認)

1. 編集委員会に関する運営はこの規程によるものとする.
2. 編集委員会は以下の任務を行う.
 - ・特定非営利活動法人日本火山学会会誌「火山」の編集, 発行および著作権等の管理に関する任務.
3. 編集委員会は, 委員長および10名程度の委員から構成される. 委員の任期は2年とし, 再任を妨

げない。

附則

1. 事務局は編集委員会業務の一部を担う。
2. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
3. この規程の変更は、理事会で承認する。

3. NPO法人 日本火山学会財務委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 財務委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認)

-
1. 財務委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 財務委員会は以下に関連する任務を行う。
 - ・日本火山学会の財務に関する事項。
 3. 財務委員会は、委員長および若干名の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

4. NPO法人 日本火山学会事業委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 事業委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認)

-
1. 事業委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 事業委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山学の発展及び普及に関する各種事業の立案及び実施。
 3. 事業委員会は、委員長および5名以内の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

5. NPO法人 日本火山学会大会委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 大会委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認)

-
1. 大会委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 大会委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山学に関する定期大会及び学術講演会等の企画運営に関する事項。
 3. 大会委員会は、委員長および10名程度の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 4. 定期大会及び学術講演会の企画運営に関する細側は、別途定める。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

6. NPO法人 日本火山学会他学会関連担当委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 他学会関連担当委員会規程
(2014年11月 3日臨時総会承認)

-
1. 他学会関連担当委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 他学会関連担当委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山学およびそれに関連する分野の学会との連絡および調整。
 3. 他学会関連担当委員会は、委員長および若干名の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

7. NPO 法人 日本火山学会各賞選考委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会各賞選考委員会規程
(2003年10月12日臨時総会報告, 2008年10月12日臨時総会報告, 2010年10月10日臨時総会報告,
2013年9月30日臨時総会報告, 2015年11月3日修正, 2016年5月24日修正, 2022年5月25日総会報告)

-
1. 各賞選考委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 各賞選考委員会は以下に関する任務を行なう。
 - ・特定非営利活動法人日本火山学会表彰規程に定める各賞の選考に関する事項。
 - ・特定非営利活動法人日本火山学会以外の団体・個人による表彰に係る推薦の候補者の選考等に関する事項。
 3. 各賞選考委員会委員は会員7名以上で構成される。委員は選考委員が受賞対象の直接的な関係者となった場合には、該当する賞の選考には関与しないものとする。委員の任期は1年とし、原則として連続2期までとする。
 4. 各賞選考委員会は、日本火山学会学生優秀発表賞の選考に当たり、秋季大会参加者の中から選考委員を指名し、選考に関する意見を聴取することができる。

附則

1. この規程の変更は、理事会で承認する。

8. NPO法人 日本火山学会国際委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 国際委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認, 2024年10月15日理事会承認)

-
1. 国際委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 国際委員会は以下に関連する任務を行う。
 - ・日本火山学会の国際関連に関する事項。
 3. 国際委員会は、委員長および若干名の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

9. NPO法人日本火山学会将来計画委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 将来計画委員会規程
(2014年11月3日臨時總會承認)

-
1. 将来計画委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 将来計画委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山学会の中長期的事業計画の立案、およびそれに関連する事業の実施に関する検討。
 3. 将来計画委員会は、委員長および8名以内の委員から構成される。委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。会長、副会長および庶務担当理事は、本委員会委員に加わる。これらの任期は、理事の任期と同じとする。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

10. NPO法人 日本火山学会学校教育委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 学校教育委員会規程
(2014年11月3日臨時總會承認)

-
1. 学校教育委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 学校教育委員会は以下の任務を行う。
 - ・学校教育分野における火山学およびそれに関連する学術の普及事業の立案及び実施、支援。
 3. 学校教育委員会は、委員長および8名以内の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

11. NPO法人 日本火山学会ジオパーク支援委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 ジオパーク支援委員会規程
(2014年11月3日臨時總會承認)

-
1. ジオパーク支援委員会は、この規程により運営するものとする。
 2. ジオパーク支援委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山学の普及・啓発のために、火山地域におけるジオパーク活動を火山学的立場から支援し推進する。
 3. ジオパーク支援委員会は、委員長および10名以内の委員から構成される。委員の任期は2年とし、

再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

1 2. NPO法人 日本火山学会火山防災委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 火山防災委員会規程
(2014年11月3日臨時総会承認)

-
1. 火山防災委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 火山防災委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山災害の予防・軽減に関わる事項
 - ・火山防災の教育・啓発に関わる事項
 3. 火山防災委員会は、委員長および10名程度の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附 則

1. この規程は、2014年 11月 3日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。

1 3. NPO 法人 日本火山学会広報委員会規程

特定非営利活動法人日本火山学会 広報委員会規程
(2016 年 5 月 24 日総会承認, 2024年10月15日理事会承認)

-
1. 広報委員会に関する運営はこの規程によるものとする。
 2. 広報委員会は以下の任務を行う。
 - ・火山学会の活動の広報に関わる事項
 3. 広報委員会は、委員長および5名程度の委員から構成される。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規程は、2016 年 5 月 24 日より実施する。
2. この規程の変更は、理事会で承認する。